国土審議会北海道開発分科会の位置付け・役割

国土交通省

国土審議会

- ·従来の国土審議会、土地政策審議会、土地鑑定委員会、北海道 開発審議会、水資源開発審議会を再編
- ・国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策 について調査審議
- ・国土総合開発法、国土利用計画法、首都圏整備法、北海道開発 法等の規定によりその権限に属せられた事項を処理

社会資本整備審議会

交通政策審議会

基本政策部会

土地政策分科会

専門的な審議を機動的に運営するため、計14分科会を設置。

首都圏整備分科会

等

北海道開発分科会

北海道開発法の規定により北海道総合開発 計画に関する重要事項について調査審議

専門的な調査審議を行うため、分科会に部会を置くことができる。

企画調査部会

専門的に調査審議を進め、その結果を北海道開発 分科会に報告

調査審議事項

- ・北海道開発の新たな推進方策に関する事項
- ・北海道総合開発計画の在り方等に関する事項